

## 会議室・加工体験室の利用について

### 1. 利用の申請・許可

- ・会議室及び加工体験室の利用は、柏市都市農業センター条例及び同条例施行規則に基づき施設を貸与するものです。
- ・利用を希望される方は、利用月の2か月前の1日から申込みできますので、「会議室・加工体験室利用申請書（様式1）」に指定管理者が必要と認める書類を添付して提出し、許可を受けてください。
- ・利用の許可に当たっては、その優先順位を以下の通り定めます。ただし、指定管理者が特に必要であると認めるときは、全ての申込みに優先します。
  - ①柏市内に住所を有する団体、法人及び個人であること。
  - ②柏市産の農畜産物を利用する等、柏市内の農業振興に資する催しであること。
- ・次のいずれかに該当する場合は利用許可を与えないものとします。
  - ア. 法律や公序良俗に反するもの
  - イ. 施設又は設備を損傷するおそれがあるもの
  - ウ. その他、施設の管理運営上支障があると認められるもの
- ・次のいずれかに該当する場合は利用許可を取消すものとします。
  - ア. 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
  - イ. 利用者が柏市都市農業センター条例及び同条例施行規則に違反したとき。
  - ウ. 利用者が許可を受けたときに付された条件に違反したとき。
  - エ. 災害、事故、施設の補修その他の理由により施設を使用することができなくなったとき。
  - オ. 前各号の定めるもののほか、指定管理者が特に必要であると認めるとき。
- ・申請内容に変更が生じた場合、速やかに指定管理者に報告してください。申請内容と利用実態が異なる場合、利用を中止することがあります。その場合、利用者の損害に対し指定管理者は賠償の責を負いません。

### 2. 利用時間及び利用定員

	会議室	加工体験室
時間	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	
定員	3 6 名	2 5 名

- ・準備及び後片付けは、利用時間内に行うものとします。
- ・定員を超えて利用を希望する場合は事前に指定管理者に相談してください。
- ・利用後は利用案内に従って、室内・備品等の清掃、後片付けをしてください。
- ・利用時間を延長する場合は、予め指定管理者の許可を受け、所定の料金を支払うものとします。なお、当日の予約状況によっては延長ができない場合もあります。

### 3. 利用料金

(1時間当たりの利用料金、税込額)

利用者区分	市内在住	市外在住※	営利目的(市内)	営利目的(市外)
会議室	300円	600円	900円	1,200円
加工体験室	600円	1,200円	1,800円	2,400円

※市内に住所を有する者(以下「市民」という)以外の者、及び構成員の過半数が市民以外の個人で組織する団体等

備品使用料金表 (税込額)

備品	使用料金
プロジェクター	500円
スクリーン	500円

### 4. 利用方法の手順

1. 電話又はメールで利用申込みの連絡をする。

飲食を伴う場合、又は音を出す行為を行う場合、予め指定管理者に相談してください。なお、**会議室での飲酒はご遠慮ください。(加工体験室は要相談)**

2. 「会議室・加工体験室利用申請書(様式1)」及び指定管理者が必要と認める添付書類を提出する。

3. 利用料金を利用日当日までに、てんと棟のインフォメーションカウンターで支払って利用許可書の交付を受けて利用する。

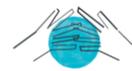
加工体験室を利用する場合、別紙「加工体験室のご利用案内」の注意事項もご確認ください。

4. 利用後は室内・備品等の清掃、後片付けをし、職員の確認を受けてから退室する。

施設の破損又は汚損があった場合には、**利用者の負担により原状回復**していただきます。

### 5. キャンセル及び利用料の返金

- ・利用申請後に利用者の都合で利用を取消す場合は、必ず指定管理者に連絡して下さい。
- ・天災、地震その他利用者の責めによらない理由により利用できなくなった場合は全額返金します。
- ・利用者の不正・違法行為又は当施設の禁止行為の違反により利用許可の取消しを行った場合、利用料は返金しません。また、それにより生じた一切の損失を指定管理者は補填しません。さらに、以後の利用を制限するものとします。



## 6. 禁止事項

- ・施設又は敷地内において、次に掲げる項目を禁止します。
  - ア. 都市農業センターの施設を汚損し、破損し、又は滅失するおそれのある行為
  - イ. 発火、引火若しくは爆発のおそれがある物又は悪臭を発生する物の持込み
  - ウ. 所定の場所以外での火気の使用
  - エ. 他人に危害を及ぼすこと又は他人の迷惑となる行為
  - オ. 騒音を発生し、暴力を用いる等他人の迷惑となる行為
  - カ. 前各号に定めるもののほか、都市農業センターの管理に支障を及ぼす恐れがある行為

## 7. 免責事項・損害賠償

- ・利用者は、施設内での安全管理を含む全ての活動について自己責任を負うものとし、指定管理者は、施設内での金銭や所有物の盗難・紛失・破損の損害、利用者及び第三者間で発生したトラブルや損害について一切責任を負いません。
- ・天災、地変その他利用者の責めによらない理由により施設が利用不可能となった場合、指定管理者は利用予約のキャンセルや利用中止に伴ういかなる損害について一切責任を負いません。
- ・施設の利用によって施設や備品等に損害が生じた場合、利用者は直ちに指定管理者に報告し、指定管理者の指示に従って損害を賠償するものとします。

## 8. 個人情報の取扱い

- ・施設利用に際して提供された個人情報は、施設管理および安全管理の目的以外には使用されません。ただし、法令に基づく要請があった場合を除きます。

## 9. お問い合わせ

道の駅しょうなん 指定管理者

〒277-0911 千葉県柏市箕輪新田 59-2

TEL : 04-7190-1131

Mail : info@michinoeki-shonan.jp

(別紙)

## 加工体験室のご利用案内

利用時間	9：00～18：00
定員	25名
キッチンの設備	講師テーブル（デモ用）×1卓 実習テーブル（4名用）×6卓 シンク、IHコンロは各卓に完備 基本調理道具一式、食器・カトラリー類一式 オーブン × 1 電子レンジ × 1

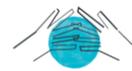
### 【利用上の注意事項】

#### 1. 利用前・利用中

- ・別紙「調理室貸出備品一覧」に掲載の物以外に必要な物は利用者側でご準備下さい。調味料、洗剤、スポンジ、石鹸、アルコール、ゴミ袋、布巾、ペーパータオルなどの備品は貸し出しできませんので必ずご持参ください。ただし、カセットコンロ等火気使用器具の持ち込みはご遠慮ください。
- ・調理中は必ず換気設備を作動させるとともに、出入口の扉を閉めて臭いがロビーへ漏れ出さないように注意してください。
- ・食器や調理器具（特に刃物類）の取り扱いには十分ご注意ください。
- ・設置されているIHコンロ、オーブン以外での火器の使用は厳禁です。
- ・食事は加工体験室内で行ってください。
- ・食中毒予防のため、利用前にハンドソープでの手洗いを行ってください。また使用する食器類・調理器具は食器用洗剤で洗浄してからご使用ください。

#### 2. 利用後

- ・使用した食器や調理器具は食器用洗剤でよく洗い、水気がなくなるまでよくふき取って元の位置に戻してください。
- ・IH調理台やオーブン、レンジ内、シンク、その周辺の油はねや水滴は残さずふき取ってください。
- ・生肉・生の魚介類など生ものを扱った調理器具は、洗浄後熱湯か除菌スプレーで消毒をしてください。
- ・生ごみを含むゴミ及び持参された物は全てお持ち帰りください。シンクのごみ受け（三角コーナー）も必ず洗ってください。
- ・汚れが落ちない場合は、職員へお声がけください。
- ・利用後は当日受付時にお渡しする「後片付けチェックリスト」に基づいて確認、記入し、事務所に提出してください。



- ・後片付けチェックリストをもとに職員が原状復旧状況の確認を行います。確認完了をもって終了となります。

### 3. その他

- ・申し込み時間内で、準備（荷物の搬入・会場設営等）、後片付け（荷物の搬出・後片付けチェックリストによる確認などの現状復旧・清掃等）を行ってください。
- ・調理中の事故、調理した食品による食中毒等についてはその一切の責任を負いません。
- ・設備・備品などを破損、汚した際は、事務所へお申し出ください。修理復旧にかかる費用はご負担いただきます。
- ・アルコール飲料をとまなう場合は事前にご相談ください。